

(用度管財課 一般競争入札の実施)

次のとおり一般競争入札に付するので公告する。

令和8年4月10日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

1 競争入札に付する事項

(1) 調達をする特定役務の種類

北部地区A-2清掃業務委託

(2) 委託期間

令和8年6月1日から令和11年5月31日まで

(地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する長期継続契約)

(3) 対象施設

大分県中津総合庁舎、北部保健所及び中津児童相談所

(4) 予定価格(月額)

878,282円(消費税及び地方消費税を含む。)

2 大分県共同利用型電子入札システムの利用

本案件は、大分県共同利用型電子入札システム(以下「電子入札システム」という。)で行う。また、入札に係る事項は、この公告に定めるもののほか大分県電子入札運用基準(物品・役務)(以下「運用基準」という。)による。

なお、紙による入札参加を希望する者は、6に記載する手続によること。

3 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

本案件については、次に掲げる条件を全て満たしている者に限り入札参加を認める。

(1) 本業務は、令和7年4月22日に国(総務省自治行政局長)の「地方自治体の調達における中小企業者の受注機会の確保等について(通知)」を受けて実施するものである。県内中小企業・小規模事業者の受注機会確保を目的として、公告日時点で大分県内に営業拠点(常時従業員が勤務し、清掃業務に必要な機材を保有する事業所)を有する者を対象とする。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格のうち、清掃・環境整備等の清掃の資格を得ている者であること。

(4) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)第12条の2第1項第1号又は第8号に掲げる事業の都道府県知事の登録を受けていること。

(5) この公告の日から7に掲げる開札の日時までの間に、大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。

(6) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していない者であること。

なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

イ 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

ウ 暴力団員が役員となっている事業者

- エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者
 - オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約等を締結している者
 - カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
 - キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
 - ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (7) 契約書に定める資格者を現場代理人として選任できる者
 - (8) 清掃業務委託共通仕様書の5に定める従業員の資質向上の体制の確立が確認できる者
 - (9) 電子入札システムにより事前に入札参加申請を行い、入札参加の承認を受けた者であること。

紙による入札参加を希望する場合は、6に定める手続によること。

※上記(4)(7)(8)の入札参加条件を満たしているか事前に確認する必要があるため、これらを証する書類の写しを、入札参加申請時に添付すること。

4 契約条項を示す場所及び日時

大分県ホームページ及び電子入札システム上に令和8年5月8日(金)まで入札説明書を掲載することにより契約条項を示す。ただし、7に示す再度入札を行うときは、再度入札の開札日まで延長する。

5 電子入札システム、入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

- (1) 使用言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨

6 電子入札システムの入力日時等

(1) 入札参加申請期間

電子入札システムにより入札参加申請を、この公告の日から令和8年4月24日(金)午後5時までに行うこと。

なお、紙による入札参加申請を希望する者は、「紙入札(見積)参加届出書」(運用基準様式第2号)2部を、同日午後5時(必着)までに、持参又は郵送(書留郵便)により15に記載する部局に提出すること。

(2) 入札書提出期間

電子入札システムにより、令和8年4月30日(木)から同年5月8日(金)午後5時まで提出すること。

紙による入札を希望する者は、入札書を封書にし、同日午後5時(必着)までに、持参又は郵送(書留郵便)により15に記載する部局に提出すること。なお、紙による入札書の提出方法については、入札説明書に添付している「紙による入札書の提出手続」を参照のこと。

(3) 入札金額

消費税及び地方消費税額抜きの月額を入力すること。

(4) 注意事項

電子入札システムを利用して入札する場合は、ICカード(電子証明書)とカードリーダーの準備及び利用者登録を完了していること。

7 電子入札システムによる開札場所、日時等

- (1) 開札場所 大分県会計管理局 用度管財課 庁舎管理班(本館2階)

(2) 開札日時 令和8年5月11日(月)14時00分

(3) 再度入札

開札をした場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度入札の入札金額の入力期間、入札書の提出期限及び開札日時並びに第1回入札の最低入札価格は、別途通知する。

8 入札保証金に関する事項

免除とする。

9 入札の無効

大分県契約事務規則(昭和39年大分県規則第22号)第27条に規定する事項のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。

なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。

(1) 金額の記載がないもの

(2) 入札に関する条件に違反したもの

(3) 入札書が所定の場所及び日時に到達しないとき。

(4) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき。

(5) 誤字及び脱字等により、必要事項が確認できないとき。

(6) 入札金額、住所、氏名及び押印その他入札要件を認定しがたい入札

なお、氏名とは、法人代表者の入札の場合及び代理人入札の場合いずれも、商号又は名称及び代表者氏名をいう。

10 最低制限価格の設定

有

11 落札者の決定の方法

(1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、電子入札システムに装備されている電子くじにより落札者を決定する。

(3) 再度の入札をしても、落札者がいないとき又は落札者が契約を結ばないときは、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号又は第9号の規定により随意契約を行うものとする。

12 契約保証金に関する事項

免除とする。

13 契約保証人に関する事項

契約の履行を担保するため、知事が適当と認めた契約保証人を1人立てること。

14 その他

(1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約とする。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳入歳出予算の減額又は削除があった場合は、この契約を解除する。

(2) その他の詳細は、入札説明書による。

15 契約に関する事務を担当する部局の名称

大分県会計管理局 用度管財課 庁舎管理班

〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号

電話 097-506-2962